

高額療養費制度の見直しに当たり患者負担への十分な配慮と慎重な
制度設計を求める意見書

第221回特別国会で可決・成立した改正健康保険法には、高額療養費制度の見直しが含まれている。

高額療養費制度は、医療機関の窓口で支払う医療費が高額になり、一定の上限額を超えた場合にその額を患者に支給し、経済的な理由から治療を断念することがないよう、高額な治療や長期療養が必要な患者にとって、安心して医療を受けるための重要な制度である。

しかし、高額療養費制度利用者の約8割は、今回の見直しによって直近12か月以内に3回以上上限に達した場合に適用される「多数回該当」の対象から外れ、こうした患者の多くは、病気療養による医療費の負担増に加え、就労収入の減少や休職、退職となる場合も多く、この見直しによる負担増で、家計への影響が生じることが懸念される。

厚生労働省は「現役世代の保険料負担の軽減」などを掲げており、高額療養費制度の見直しによって受診控えが生じ、その結果、約1,070億円の給付削減が可能と見込んでいる。現役世代の保険料負担軽減や制度の持続可能性確保は重要な課題である一方で、療養中の患者に過度な負担が生じないよう十分な検討が必要であり、高額療養費制度が果たしてきたセーフティネット機能を損なうことがないよう、幅広い世代への影響を慎重に見極める必要がある。

以上のことから、高額療養費制度の見直しに当たっては、患者負担や医療現場への影響を十分に検証し、国民が安心して必要な医療を受けられる持続可能な制度運用となるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月22日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣